

第9号

1982年

12月10日

ポーランド月報

編集・発行：ポーランド資料センター

東京都千代田区三崎町 2-10-5 一四ビル 3F
電話03-261-2585 郵便振替 東京2 81069

Center for Polish Research

% Kazukuni Bldg. 3 F
2-10-5 Misaki-cho Chiyoda-ku Tokyo 101

連帯 を葬ってはならない 2

——ポーランド国会における新労組法反対演説——

グダンスクは闘う——「連帯」解体に抗して 7

グダンスク地区調整委員会アピール／コミュニケ1～5号／

宣言／ヴロツワフ地区調整委員会アピール

「連帯」解体に抗議を B・リス 6

自主運営をみずから手に 11

社会自衛委員会KOR

私はなぜポーランドへ帰るか J・J・リブスキ 14

『ロボトニク』インタビュー 16

次は何か——現状と展望—— J・クーロン 20

われわれはどこへ向かうのか B・リス 22

「連帯」が直面した問題 J・シフェンチツキ氏に聞く 24

ポーランド1人旅 金田光雄 26

ポーランド日誌 27



「連帯」を葬ってはならない

——ポーランド国会における新労組法反対演説——

1982年10月8日

Przemówienia Sejmowe Edmunda Osmańczyka i Janusza Zahłockiego

wygłoszone w dniu 8 X 1982 roku

Katolickie Pismo Społeczno-Kulturalne "Tygodnik Powszechny" 24.X.1982

〔編集部注〕前号の事務局通信で報じたとおり、ポーランド国会〔セイム〕は10月8日、新労働組合法を可決した。当日の審議で発言した国會議員は16名、そのうち、法案に反対した2人の演説を以下に紹介する。エドムンド・オスマンチクは、戦前からのジャーナリスト、時事評論家として有名で、また、作家でもある。国会内ではどの会派にも属さず、非党员。ヤヌシュ・ザブウォツキはPZKS〔世俗カトリック・ポーランド同盟〕という同会内の議員グループの代表者。なお、紙面の都合で一部省略して訳出した。演説タイトルは訳者による。

社会との和解を不可能とする新労組法

エドムンド・オスマンチク

……問題点を3つ提出する。

その1。

本年9月28日、国会幹部会〔議長および副議長〕にたいして次の内容の書簡が送られている。「社会経済評議会は、労働組合に関する法案が当評議会の意見を求めるまま国会に上程されることにたいし、不満の意を表明するものである。評議会は、社会全体にとってかくも重大な法案は当評議会の答申を待つべきであるとの意見を表明する」。

その2。

現在、この法案についてはわが国のジャーナリズムも当然のことながら関心を抱いている。ところが、ジャーナリズムにたいして法案の内容が知らされないばかりか、国会傍聴の権利も、また、これまで常に公開されていた委員会審議を傍聴する権利も拒否された。10数人のジャーナリストたちは国会にやってきたが、そこではじめて警備員から、PAP〔国営ポーランド通信〕以外はすべて、その委員会傍聴券は無効とされると聞かされた。ここで問題なのは、国会審議を広く世に知らせるために慣例となっていたジャーナリズム指

待の取消しについて、国内の日刊、週刊の有力新聞のうちどこの編集部にもそれは知らされていなかったということである。

その3。

委員会に所属していない国會議員に法案のテキストが渡ったのは、ようやく10月の5日になってからであり、それは議員クラブ〔統一労働者党、統一農民党、民主党の3つのクラブをさす〕の会合が行われる直前だった。おまけにテキストの表紙には『国會議員専用』という、私にはわけのわからない添え書がつけられていた。この意味は、法案が議決されるまで秘密扱いされるということなのだろうか。そんなことが誰の利益になるというのか。10月6日の水曜日、週刊紙『ボリティカ』にたいして検閲当局は、10月10日付『ボリティカ』に予定されていた法案に関する記事の掲載を禁止した。ところがすでにその前日、世界の主だった通信社とポーランド語放送（ただしわが国は別だが）によってその内容は流されていた。

……まずははっきりと言っておく。私は不安をおぼえる。社会にとってかくも重大な意味を持つ労

労組合法が危険きわまりない戦術の一部として利用されている。4月4日にボーランド・ジャーナリスト協会の解散について審議を行った折にも私は政府の戦術の危険性を警告した。それは、問題の複雑さにも、その及ぼす社会的損害にもなんら考慮を払っていないものであった。その時に私はこう言った——「もしこれが、活動を停止させられている組織とこれから新たに生まれてくる組織を根絶するためのモデルケースとなるのであれば、それはわれわれが直面している危機がさらに深刻化する前ぶれである」と。

遺憾ながら、危機はさらに深まりつつある。われわれは同時に2つの局面における証人なのだ。1つは、いわゆるPRON〔国民救済愛國評議会〕を上からの命令で設立することに国会の承認を与えたという政治的局面、さらに1つ、いまた上からの命令で労働組合の新しい組織形態をつくることに国会の承認を与えるようとしている。これは社会的な意味を持つ局面である。この2つの場合は共に、社会の人々になんの相談もなく、また、こうした問題を諮問するために設立された社会経済評議会も参加していない。

昨日、ラコフスキ副首相は〔ウッチ県〕バビヤニツェ市で、法案作成に際してわれわれになんの相談もしなかったその正当化の論拠として「国家的見地」を挙げた。彼の話はまさしく国家理性絶対化でこり固まっていた。では、本日の議論の核心に入る。そもそも国家とは何をさすのか？ 政府か、それとも国会なのか。私は、国会であると確信する。

軍の方に頼って国家体制崩壊の脅威からの堡壘構築を決定した〔1981年〕12月13日、政府は「朕は國家なり」と宣言し、すべての労働組合をあざむいたばかりか、それを解散させました。その上、党および諸政党〔統一労働者党、統一農民党、民主党をさす〕、さらには国会までもが同じ仕打ちを受けた。しかし、戒厳令による政府が国会本部の主権をもその手に握ったとしても、そこには深い考えがあつてしかるべきである。つまり、戒厳令が必然であつてもなお政府は、われわれの国家の民主的改革を、国家最高機関によって、すなわち、共和国国会によって継続すべきなのである。

本日、ここ国会でわれわれが目の前にしているのは、まさしくラコフスキ副首相が昨日バビヤニ

ツエ市で語ったように、歴史的瞬間である。ゆえに議員諸氏のなんびとたりとも單なる形式的な投票を行うことは許されない。

〔1980年〕8月から〔1981年〕12月の期間についての私の評価をバレツキ議員が引用なさった。一度でも濁った水はもはや飲み水にはならない、それはそうだ。しかし、この場合は、われわれの前に提出されているこの法案の場合は、それは当てはまらない。もしこの法案が戒厳令の撤廃を早めるのであれば、それはたいへん喜ばしい、だが本当にこの法案が影響を及ぼせるのか、私には確信はない。わかりきったことだが、戒厳令撤廃に必要なのは、何よりもまず、国民的合意であり、和解なのだ。

ラコフスキ副首相とバレツキ議員から説明のあった政府の論拠には全面的に敬意を払い、また関心を寄せるべきである。だが、多元主義にもとづくわれわれの国家においては、この演壇から発せられる、両氏とは見解を異にする、と同時に、わが国の憲法の原則に完全に則った、社会主義のわが祖国の利益防衛に共に立ち上がっている人々の意見にもそれと同等の敬意と関心が向けられるべきである。それは対立をめざす論争ではない。和解を目的とした討論なのだ。

議員諸君。

私は心の奥底から確信する、この歴史的瞬間に最も重要なのは労働組合の将来うんぬんではない。もちろんそれは、まちがいなく国家の最重要問題ではあるが、しかしわれわれが1ヶ月らい話し合いをつづけているのは、ボーランド人同士で和解に達するためには、そして、社会の人々と相談し合い、国会を通して分別ある解決策にたどりつくためには何をなすべきかということなのである。

必要なのは「国民の再生」とかいうあいまいな観念ではなく、国会のコントロールのもとで行う国家の改革という具体的な行為なのだと私は確信する。それは、かくも歴史的な瞬間において議員諸氏が心を落ち着けて審議を全くすべき選択行為なのである。

議員諸君。

私はこの問題を国会の内外で紹介しようと試みた。しかし、これまでのところ効果なく終わった。対話の可能性はおそらく制限されている。「ボリティカ」の求めで私はひと月前に「国民の再生

か、それとも国家の改革か」という原則的な問題にたいする詳細な回答を書いた。ところが、いまにいたるも『ポリティカ』は私の原稿を掲載できないでいる。それと同じ問題で私が『シェーチンの声』紙と行ったインタビューの一部を転載しようとしたジャーナリストたちも同じ目にあっていっている。

私の意見がどんな異端だと言うのか。私の論証の骨子は次の3つで言い表わせる。すなわち——
1)これまでの意見はすべて国民の再生という点にアクセントが置かれている。2)そのあらわれがOKON〔国民救済市民委員会〕ととPRON〔国民救済愛国評議会〕という名称である。3)だが私の意見では問題はそう単純ではない。つまり、破産したのは国民ではなく、国家であり、国家こそが改革すべき対象なのだ。

議員諸君。

もし、少なくとも言葉についてだけでもこのように原則的な議論が公にされず、また、わが国の新聞、ラジオが労働組合法の原案について西側のマスコミ程度にさえも報道できないのだとすると、そこには何かひどく不健全で心を落ちさせないものがある。

人民ポーランドにおける古くからの時事評論家たる私が、かくもあたりまえの市民的不安を公然

と表わせないとなれば、そうした状態におかれたら私に、オボレ地方〔ポーランド南部〕の年老いた国会議員たる私にいったい何ができるよう。

たったひとつできること、それは、いまやっていることをこれからもつづける、すなわち、支配する者と支配される者にたいして、われわれすべてを脅やかしている危険、もっぱらわれわれ自身がつくり出す内部の危険をしつのように警告しつづけることである。

議員諸君。

発言を終えるにあたり、深い痛苦の念とともに私の熟考の結果を申し上げたい。

この法案は、われわれがいまある1982年初秋の新しい状況を考慮することもなく、そして、労働者階級にも、労働者大衆にも、また、そのため特に設置された国会の社会経済評議会にもなんの相談もなく作られたものである。この法案は「和解」の役には立たない。

ゆえに私はこの法案に反対投票をする。この歴史的瞬間がわれわれに要求するものは和解であり、合意であり、そして、「コロンブスの世代」*の運命から若い世代を救うことなのである。

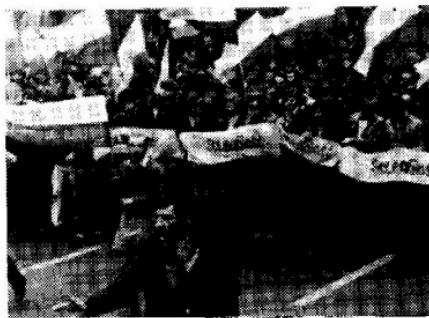
*国内軍AKの若者たちの運命を描いたR・プラトニの小説『コロンブスたち—1920年生まれ』(1957)より。

再生のシンボル「連帯」の存続を ヤヌシュ・ザブウォツキ

提出された労働組合法案には、提案者もご指摘のとおり長い経過がある。とりわけ強調してしかるべきは、グダンスク合意にもとづき1980年9月、国家評議会の決定で設立された、さまざまな人々からなるあの混成団体である。そこには政府代表もいれば、組合のすべての流れを代表する人々も、さらには学界からの専門家たちもいた。はじめの頃の懷疑や懸念に反してこの団体は最後まで、1980年12月の終わりまで、議論のある問題について合意の原則を貫いた。したがって、それは法律的な成果を挙げたばかりか、最もむつかしく、議論の対立する問題においても合意は可能なのだと、将来を楽観視させるものでもあった。原則につい

てのコンセンサスが得られた時から1年が過ぎた1981年12月5日になって、やっとそのコンセンサスを国会の本会議に持ち込むことができた。そのことはまことに遺憾というべきであるが、この遅延の責任がどちらの側にあるのかここで詮索はすまい、それは共同責任なのだから。いずれにせよ、こうして1年間の「法律の空白期間」が生まれ、その間は組合活動の合法と非合法の境界線、罰せられない行動と法的責任をみずからが負う行動との境界をにわかに定めることはしばしば困難であった。この「法律の空白」の1年は、まだ若い組合運動に誤りが少なくない傾向を説明するものである。

最終的には1981年12月5日に各委員会で承認さ



新労組法に抗議するデモ(パリ)



E・オスマンチク

れた法案は、したがって、長期間にわたる異例に綿密な、あらゆる方面からの審議を尽くし、あらゆる代表を網羅し、社会の人々との協議をもとにおこなわれた立法化作業の果実であった。その法案は、眞の労働組合運動の利益と、社会主義国家と国民経済において第1位を占める利益とをぴったりと一致させるものであった。政府と組合本部、このどちらも完全には要求を実現できなかった。にもかかわらず、その法案は、忍耐強い対話を、合意の結果えられた妥協の当事者すべてにとって満足すべきものであった。ゆえに、1981年12月5日の法案は、その実際面の重要性のほかに、政府と労働界が意見の一一致を示し、国民的合意のための真の一步を踏み出したという、きわめて大きな価値を持っている。

本日、審議に供されている法案は、オリジナルの案にたいして〔82年〕9月25日の国家評議会で加えられた大幅な修正により、歩み寄りの性格を、そして社会との和解の要素を失ってしまった。これは、労働界を代表する誰とも相談することなく(なぜなら、現状では不可能なのだから)行われた一方的な行為である。そのこと自体(国家評議会の加えた修正の実際的な側面を別にしてさえも)、以前の原案からの重大な後退を示している。

加えられた修正のより広範な分析には立ち入るつもりはない。ここでは、修正の核心を成す2つの問題に注目してみたい。

その1は個人農の問題である。

かれらを労働組合法の枠外にしめだす理由は、個人農組合というものが、東側、西側を問わず他の国々の法律にそれに相当する概念がないことを論理にしばしば説明される。これは納得しがたい。

東側であろうと西側であろうとこれに相当する概念がないのは、ポーランド農民が置かれている状況が原因なのである。ポーランドの個人地主の立場は社会主義経済に従属しており、多種多様の方法で、とりわけ、生産手段の購入、その供給という面でそれに組み込まれている。ゆえに(他のおおくの問題と同様に)われわれはポーランドの個人農に相当するものを他の国々の法律の中に見い出せないのである。われわれは、ポーランド特有の条件と必要に合った独自の解決法を探し求めなければならない。思い起してほしい。昨年亡くなられたポーランド首席大司教ステファン・ヴィンセンスキ枢機卿はこれと同じ立場から「個人農連帯」登録の要求を支持なさったのだということを。

第2の問題は今日、社会の最も激しい反発をひきおこしている。それは、労働組合法第52条、すなわち、1981年12月13日以前に登録された独立自治労組「連帯」の解散を規定した項目である。また、法案第53条5項によれば、今後2年間の組合再建の準備過程においては各企業にただひとつの組合組織しか活動できないことになる。さらに、18条1項の規定を見ればこの法案全体の意図が疑問の余地なく明らかとなる。それは「連帯」の再建ではない。抹殺である。これにはさらに大きな問題が付随している。すなわち——できればそれを過渡的なものと信じたいが——組合多元主義からの逸脱である。1980年8月の合意で受け入れられた原則からの逸脱、さらに、ポーランドが批准しているILO87号条約の原則からの逸脱なのである。

……

社会の広範な人々が持っている意識の現実を無

視してはならない。社会の人々のほとんどは「連帶」を——その活動が気に入ろうと気に入るまいとにかかわらず——「8月」以後の再生のシンボルを感じていた。人々の記憶の中で「連帶」は生きている。とりわけ、ポーランドの若い世代においては、深い、忘れえぬ経験として生きている。かれらは「連帶」の運動に、はじめて愛着を感じ、そこにはみずから希望を見い出したのだ。……

広く社会に満ちているこの感情、それはまた、われわれ、PZKS〔世俗カトリック・ポーランド同盟〕のメンバーが共有するものである。「連帶」の結成を支持しながらもわれわれは、「連帶」にたいして決して無批判であったわけではない。

一方的に弁護ばかりしていたわけではない。われわれはいつでも公正に、「連帶」の功績と誤りとをはかりにかけようとしてきた。そして、必要な時にはためらうことなく、その誤りを声を大にして警告した。

81年12月13日以後の話ではない。そんなことはたやすかろう。「連帶」がその絶頂にあった時にわれわれはそうしたのだ。しかし、「連帶」の改革プログラムについては常にはっきりと支持を表

明してきた。必要なのは、「連帶」再生のための条件と、その規約に合致した活動を保障する条件を誠実に整えることである。「連帶」の抹殺をたくらんではない。われわれが気にかけているのは最も重要な社会的利益であり、国民の生活の、見せかけではない真実の安定である。また、政府の権威とその言明の信頼性のゆくえにも心を配っている。われわれは、この法案の提出者が選びとったような解決の方向にたいして警告を発することをみずからの義務と感じている。

眞実の社会的調和と平穏とをわれわれは他のすべてのポーランド人とともに、わが祖国のため、熱望している。調和と平穏、それは、移ろいやさしい力の構造にもとづくのではなく、正義にもとづく時にのみ、そして、人間の権利、国民の権利がしかるべき尊敬を払われる時にのみつづくものなのである。

.....

〔カトリック系週刊紙『ティゴドニク・ボフシエフスキ』 1982年10月24日付より 訳：篠崎誠…〕

「連帶」解体に抗議を… B・リス

〔編集部注〕以下は本号8頁のコムニケ第2号で予告されたラジオ「連帶」によるB・リスの演説の抄訳である。

10月8日の労働組合法によりヤルゼルスキ将軍の一派は「連帶」問題の解消を意図した。これは……彼らが何も理解していないことを今一度証明する。虚偽と無責任は……「連帶」指導者のものではない。今ふたたび虚偽と政治的現実に対する無知をさらけだしたのは、彼ら、ヤルゼルスキとラコフスキの一派である。ポーランドの地政学的位置や世界的力関係だけが政治的現実ではない。それはポーランド国民の意志を含む。国民は暗黒のスターリン時代にも似た秩序の存続を許さない。現実主義者のわれわれは、ポーランドが置かれたヨーロッパの状況を知っており、わが国の同盟関係や体制を問題にするつもりはない。しかしわれわれのドレイ化は認めない。組合

と人間の諸権利をめざす闘いは今もこれからも続く。これが何百万というポーランド人の意志である。「連帶」の非合法化に対し、暫定調整委員会はきあたり、新労組のボイコットと11月10日の行動を呼びかけた。ゼネストについては、将来は不可避としても今はその時でないと判断された。

わが地区をはじめ労働者の自然発生的抗議はわれわれの予測を越えた。グダンスク造船所その他の労働者が、月曜日、作業中にストに入った。職場は占拠されていない。

地区調整委員会はこの行動を支持し、グダンスク地区的労働者に対し、可能な所で連帯ストに入るよう呼びかけた。

今日、連帯ストが実行され、かつ拡がっている。グダンスク地区の住民はふたたび「連帶」の理想を支持した。80年8月の成果を手離してはならない。……

われわれの闘いの決意と意志を当局に対する最後の警告としようではないか。

グダンスクは闘う ——「連帯」解体に抗して

国民とグダンスクの 労働者に対するアピール

権力による独立自治労組「連帯」の解体に反対し、グダンスクとシシェチンとヤストシェンビエの諸協定の厚顔無恥をあわまる違反に反対するホーランド国民の自然発生的抗議行動が一層の拡がりを見せている。自らの組合のための闘いは続き、勝利の日まで完遂されよう。

独立自治労組「連帯」暫定調整委員会は、決定的対決の時はまだ来ていないと判断した。それは占拠ゼネストは呼びかけず、新しい労働組合のボイコットと、裁判所による「連帯」登録2周年記念日にあたる11月10日を独立自治労組「連帯」のための全国的闘争の日とすること、そして組合が期日を指定するであろうゼネストの決定に備えて準備することを呼びかけた。

しかしながらわれわれは、「連帯」のための闘いにおける最終的決定権は工場の労働者たちにあると常に考えてきた。今日、抗議行動とストライキが全国で展開されつつある。3市〔グダンスク、ソポト、グディニア〕の造船所労働者は、一番方労働者に関しては職場における8時間のストの、二番方労働者に関しては欠勤ストライキの決行を決定した。われわれはグダンスク地区の工場労働者が、組合のためのこのような闘争形態に対しその連帯の意を表明し、条件が許すところではストを行うよう呼びかける。このストが工場内の「連帯」秘密構造を暴露するものであっては絶対ならない。われわれは独立自治労組「連帯」秘密工場委員会に対し、スト準備態勢を発動する。

われわれの目的はこうである。

- 1 労働組合すべてを非合法化した国会の決定の撤回。
- 2 レフ・ワレサおよび全国委員会メンバーの釈放と、対話の開始を可能とする条件の創設。

対話の目的は、独立自治労組「連帯」の活動の再開と、服役者および拘留者の釈放、そして眞の国民的合意の締結である。

1982年10月11日

独立自治労働組合「連帯」

グダンスク地区暫定調整委員会

コミュニケ 第1号

グダンスク 1982年10月11日 午後9時

1982年10月11日、グダンスク地区の多数の企業が、自らの独立労働組合を持つ権利を労働者から剥奪したことに対し抗議の行動にたった。レーニン造船所、修理ドック、北造船所、グダンスク港、グディニアのパリ・コムユーン造船所がこれに加わっている。これら工場では人々は通常の作業に入ることを拒否しており、撃たれた労働者の血で清められた所ではアモが展開されている。グダンスクのレーニン造船所の秘密工場委員会は、労働組合の組織構造を暴露することなく、拠点を移して8時間のストを行うよう呼びかけた。他の工場もこのストに合流している。この新しい抗議形態は当局の意表をついた。工場内での抗議行動を終えた労働者たちは、家へ戻る途中、1970年に撃たれて死んだ労働者たちの記念碑の前に集まり、しばし追悼の意を表した。その瞬間、ZOMOが彼らを襲った。このコミュニケを作成している今も、当局が挑発した騒乱がグダンスク地区およびヴィエシチ地区で続いている。独立自治労組「連帯」地区調整委員会は、バルト海沿岸地方の労働者の自然に生じた行動を支持する声明を発表し、また他の工場に対しても、その工場の秘密委員会の構造を暴露することなく、この新しい形態によるス



グダンスクのレーニン造船所正門。1982年10月11日

トを実施するよう呼びかけた。同時に地区調整委員会は現時点ではゼネストは時機尚早であると宣言している。地区調整委員会の活動家は、ゼネストのためのグダンスク地区秘密組織が準備態勢に入っていることを宣言している。地区調整委員会は地区の情勢を通し番号を打ったコミュニケおよびラジオ「連帶」の放送により国民に通報する。

独立自治労働組合「連帶」
グダンスク地区調整委員会

コミュニケ 第2号

グダンスク 1982年10月12日 午後4時

昨日午後5時頃、警察は「連帶」広場にいた人たちに攻撃をかけて街頭騒乱をひき起こした。これがきっかけとなっていくつもの市街戦が発生し、それは市内各所で真夜中まで続いた。最も激しい衝突は、ヴジェシチの中心部、「連帶」本部付近、グルンヴァルツカ通り、グダンスクのカルトゥスカ通り付近で生じた。

夕方から夜にかけてZOMOの増援部隊が到着した。午後7時頃、警察車両の1個連隊がスワブスクからやってきた。10月11日にグダンスク造船所の労働者により開始されたストライキが拡がっている。「業地帯のいくつかの造船所およびグダンスク港がここに参加している。一帯の他の工場の労働者、大学生、高校生がスト労働者に連帯を表明している。

グダンスク地区調整委員会は、占拠ストを宣言

することなく、また「連帶」地下組織構造を暴露することなく、作業時間中に行動を起こすことを呼びかける訴えを出している。

早朝からグダンスク造船所前の道路は警官で一杯である。しかしストライキ労働者は、挑発されないようにしている。重大な事件は生じていない。午後1時30分頃、警察の部隊は造船所前の部署を離れた。労働者たちは翌日もストを継続することを声明して、いつもの時間に工場を出た。第2ゲートの空気はかの有名な8月のそれに似ていた。民族と宗教のシンボル、そして花。そこに新しい要素が加わっていた。イエジ・ウルバン〔政府スポーツクスマン〕の人形が入口の前にぶら下げられていた。

午後3時頃、「連帶」広場には5000から6000の群衆が集まつた。平静があたりを支配していた。

本日から、ラジオ「連帶」は毎日午後10時に放送を行う。10月12日夜の番組の中で、暫定調整委員会および地区調整委員会のメンバーであるボグダン・リスの演説が放送される予定である。

地区調整委員会は、他の地域およびグダンスク工業地帯秘密工場委員会との連絡を保っている。事態の発展に従い、地区調整委員会は闘いの次の戦術に関する決定を下すであろう。

独立自治労働組合「連帶」
グダンスク地区調整委員会

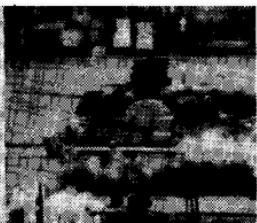
コミュニケ 第3号

グダンスク 1982年10月12日 午後7時

ナウタ造船所の独立自治労組「連帶」秘密工場委員会が、造船所およびグディニアの他の工場の労働者に対し、グダンスク造船所で開始された形態のストライキに合流するよう呼びかけている。

われわれは今日になってはじめて、HYDRO-STER（2つの作業場）、UNIMOR（3つの作業場）、ELMOR（1つの作業場）が昨日（10月11日）ストライキに入ったことを知った。

今この瞬間、ヴジェシチとグダンスク市中心部



グダンスク市内を巡回する装甲車

で戦闘が続いている。それは午後4時頃に始まったものである。明朝のコミュニケでその詳細を報告するつもりである。

独立自治労働組合「連帯」
グダンスク地区調整委員会

コミュニケ 第4号

グダンスク 1982年10月13日 午前10時

1 昨日、グダンスク地区における抗議行動の2日目。午時4時30分、市内各所で戦闘が続いた。ZOMOは照明弾をデモ隊めがけて直撃した。旧市街における戦闘が終ったのは午後7時頃である。ヴィジェシチでは騒乱は午後5時頃に始まった。グルンヴァルツカ通り沿いにいたデモ隊をめがけてZOMOが発煙弾や催涙弾を発射した。買物の行列を作っていた婦人や学校帰りの子供たちまでもが攻撃の的にされた。シフェルチフスキ広場でバスを待っていたモレナ地区の住民も同じ日にあった。グルンヴァルツカ通りにはバリケードが築かれ、このためにZOMOはヒプネル通りおよびスウォヴァツキ通りの高台で戦闘隊形を組むことができなかった。バルティザン通りやマルフュエフスキ通り、ミシェフスキ通り、フィシェル通り、マティコ通り、ソボトカ通り、ヤシコヴァ・ドリナ通り、マトカ・ボルカ通り、パトリ通り、ドゴール通りなどでも小競合いが生じた。戦闘は午後9時まで続いた。

2 グダンスク地区調整委員会は肯定調整委員会に対し、グダンスク地区で展開されている抗議行

動を支援するために、他の地区でも8時間のストを行うよう要請した。

3 昨夜パリで「連帯」の解体に抗議する大規模デモが行われた。このデモは、CGTを除くすべての労働組合連合組織により組織されたものである。このデモには、とりわけ、フランスの政権党である社会党の活動家たちも参加した。

独立自治労働組合「連帯」
グダンスク地区調整委員会

コミュニケ 第5号

グダンスク 1982年10月13日 午後11時

2日間にわたるストライキののち、グダンスク造船所、グダンスク修理ドック、北造船所の労働者はその抗議の行動を中止した。グディニアのパリ・コムーヌ造船所および一帯の他の工場のストライキは1日で中止された。これら工場では一部の人々がストを続けた。

当局は、個々人に対し、また労働者の全体に対し大々的な威嚇のキャンペーンを繰り広げている。

グダンスク造船所は早朝からZOMOにより包囲され、出入口を封鎖された。工場を車管轄下に置いた軍司令官ザチェック工場長の布告と、その結果これに従わない者に課せられる罰則（3年の懲役から最高死刑）に関する説明が、構内放送を通じて何度も流された。県検察官も昨夜、同趣旨の演説をした。いくつかの作業場はカギをかけて閉鎖され、工場構内における厳しい移動制限が実施されはじめた。10月11日と12日に少なくとも5名の造船所労働者が逮捕された（氏名が判明しているのは、ヘンリク・レナルチク、ミロスワフ・ブワシキエヴィチ、ズビグニエフ・オルショウク）。解雇が始まっている。

グダンスクの街頭におけるデモは、火曜日から水曜日にかけての夜に終った。何百人という人が逮捕され、何十人という人が負傷した。グダンスクの中心部では、一日中警官隊の姿が目についた。警官の手で、身分証明書のチェックや身体検査が

行われた。このような場合には常にそうだが、シチノの士官学校やスウプスクの下士官学校、それにポーランド北部の他都市のZOMOから部隊が増援された。

火曜日と水曜日、ラジオ「連帯」グダンスクの放送が行われた（いずれも10分間）。次の放送は、10月14日午後10時の予定である。

独立自治労働組合「連帯」
グダンスク地区調整委員会

グダンスク地区調整委員会 宣言

グダンスク 1982年10月13日

グダンスクの造船所労働者によって開始された自然発生的な抗議行動は本日終了した。1980年夏と同じように、彼らは闘う意志と決意を明らかにした。ポーランド国会が8月の合意を葬り去ってしまった今、戒厳令下で8月の抗議形態をそのまま続けること——なぜなら、造船所労働者たちの最近の抗議行動はまさにこれであったのだ——は、多大の勇気と、われわれの闘いが目ざす価値に対する確信を要求する。一帯の他の工場の支持と、2日間にわたって続いた自然発生的なデモにもかかわらず、このストライキは「連帯」の合法性を回復することも、逮捕・拘留者、服役者の釈放を実現することもできなかった。しかしこのストライキは敗北したのではない。それは全世界の世論により、ポーランド国民の抵抗の象徴的行為として理解された。圧制と虚偽と偽善に対する抵抗。それは、自らの政策が国民の支持を得ていると称する当局の主張の嘘を暴露した。造船所労働者の功績はまさにこの点にあり、この点においてわれわれは彼らを深く尊敬する。グダンスク地区調整委員会は、沿岸地方の住民、そして造船所労働者のストを積極的に支持したすべての人たちに感謝する。とりわけ、ノヴァフタとヴロツワフのデモ参加者に感謝したい。

「連帯」のための闘いはこれからも続く。困難な時もあるであろう。しかし敗北することはない。

われわれの共通の目標、それは勝利である。

独立自治労働組合「連帯」
グダンスク地区調整委員会

ヴロツワフ地区調整委員会 アピール

国会によるわが労働組合の非合法化に対し、全国で労働者が抗議している。この抗議の先頭を切ったのは、今度もまたグダンスクの造船所労働者たちであった。労働組合に関する法律の成立は、権力を握る軍事評議会とのいかなる妥協の展望をも葬り去ってしまった。「連帯」解体に対するわれわれの回答は、暫定調整委員会の決定に従い、1982年11月10日に定められている全国ストライキとなるであろう。

このストライキのために秘密組織構造の準備に最善を尽すようわが地区組合員のすべてに訴える。諸君に対し、平静と理性を保つよう呼びかける——われわれの力は、統一した行動にあり、全国で同時に組織されるストライキにある。このようなストライキのみがヤルゼルスキ将軍の体制に対し圧力を及ぼすことができる。よく組織されない怒りの爆発は、統制されない抗議行動は、われわれの闘いに勝利をもたらすことはできないであろう。

11月10日にわれわれは、わが地区の委員長、ヴィディスワフ・フラシニュクの釈放と、解雇された労働者の復職、服役拘留中のわが同志たちの解放を要求しよう。

この全国ストライキは、社会的抵抗の幅の広さと深さを実証し、その準備は独立した社会をめざすわれわれの闘いの一歩前進となり、それは自治共和国に通じる途上の重要な試金石となるであろう。

独立自治労働組合「連帯」
ドシリンスク地区調整委員会を代表して
ピオトル・ベドナシ ユゼフ・ビニオル
ヴロツワフ 1982年10月13日

[SOLIDARNOŚĆ, Bulletin d' Information,
No40, P. 4-7, 訳: 水谷 駿]

自主運営をみずからに手に

"Samorząd musi rządzić" — Projekt do dyskusji

OPS-Z R. Bugaj, S. Jakubowicz

Tygodnik Solidarność nr 8, 22.V. 1981

[訳者注] 前号にひきつづき自主運営に関する基本文献を紹介する。ここに訳出したのは、『連帶』全国調整委に付属する社会労働センターOPS-Zの改革プログラム協議会によって、自主運営問題の議論の叩き台として作成されたものである。これが発表されたのが1981年5月22日。以後、9月の『連帶』第1回全国大会に向けてさまざまな議論がつづく。

1 勤労者自主運営の理念は、イデオロギー的なさまざまな流れによって形成された。しかし、それに生命をふきこんだのは、働く人々が自分自身の問題を自分自身で解決したいというやむにやまれぬ要求である。

われわれの組合は、すでにその誕生いらい、自主運営の理念に積極的な態度をとってきた。グダンスクの合意においてわれわれは、「経済改革は、根本的に拡大された企業の自主性と、労働者自主運営組織の実質的な経営参加にもとづかなければならぬ」と認めている。この点においてわれわれの立場は変わっていない。われわれはいまもなお、眞の勤労者自主運営が必要であると考える。なぜなら、そこにわれわれは経済の自主改革運動の制度的基盤を見い出しているからである。

2 20年以上にわたるKSR〔労働者自主運営評議会〕の存在ゆえに、勤労者自主運営をあらたに導入することは困難をきわめている。政府はKSRの制度にたいして批判的な評価はせず、かえって、眞の自主運営の中に、みずからを脅かすものをいまだに絶えず見い出している。そのことが、「連帶」組合員の一部の人々の不安を呼び起こしている。かれらは、勤労者評議会がまたもや党組織と行政機関によって引き回され、われわれの組合に戦いをしかける道具として利用されるのではないかとおそれている。

不安はまた、人々の間に広まっている猜疑の念によってもかき立てられている——経済危機によってひきおこされた企業のきびしい経営状況の責任が、従業員の結成する自主運営機関に押し付けられるのではないか、と。勤労者評議会の結成が、

それが眞に機能するために不可欠な計画システム、管理運営システムの変更に先立ってなされることで、不安はさらに高まる。したがって、少なくとも国営企業法と勤労者自主運営法を制定し施行することは急を要する。その法律には、企業が実際に自主的な運営をし、眞の勤労者自主運営が行なわれる保障を取り入れるべきである。そうした保障を持たない法律であれば——たとえ、短い過渡的な期間においてその保障が完全には実現できないとしても——われわれの組合はその法律を支持しない。われわれはすべての企業におけるKSRをただちに廃止するよう要求する。

「連帶」は、勤労者評議会の誕生と成長に積極的な関心を示す。わが国の運命にたいする共同責任、きびしい経済状態からわが国を救い出すべき共同責任、企業の管理運営に参加するわれわれの組合下部組織にかかるくる負担を軽減する必要性、そして、経営に参加するかなりの数ののぼる勤労者たちの実際上の困難、これらすべての要因がわれわれに、眞実の勤労者自主運営支持へと向かわせるのである。1千万人を擁するわれわれの組合の監視、それはまた、1956年の労働者評議会が得ることなく終わった、自主運営にとっての大いなるチャンスでもある。

3 われわれの組合が勤労者自主運営を支持するにあたっては、以下の原則を守ることが前提となる。

・ 従業員がみずからの職場の問題解決に積極的に創造的な影響を及ぼせるよう条件を整える。

——公正な決定プロセスをたどるために効果的な活動を行う、また、その活動を通して効果的な

経営管理を企業全体、国民経済全体へ拡大する。

——経済的・政治的民主主義の諸要因のひとつとして自主運営を加えることにより財産〔企業〕の社会化をはかる。

わが国の現状において勤労者評議会は、経済改革を求める闘いに重要な役割を果しうるし、また、果さなければならない。全体の改革が実施されるまでのあいだ勤労者評議会は個々の職場の急を要する問題の解決を援助できる。

4 われわれの組合の見解によれば、従業員の全体選挙によって選出された勤労者評議会のみが従業員を代表でき、眞の自主運営に責任を持つ組織である。なぜなら、従業員全體によって、完全に民主的に選出された団体のみが、従業員全體にたいして責任を持って代表権を行使できるからである。完全な民主的選挙によらない、あるいは、ふさわしい資格を備えない、エセ自主運営組織をわれわれは決して支持しない。

5 勤労者評議会は、1企業に1つではなく、継続して企業活動を行う企業内の1部門においても、また、組織的、技術的、経営的に(たとえ一部でも)分離している場合には、それぞれの職場ごとにも結成されるべきである。可能な限り広く、最小の単位にまで決定権を認めることは、生産集中の要求と、勤労者自主運営の必要とするところとの調和を導く基礎を築くものである。小規模で同質の単位における勤労者自主運営は、自主運営が発展する最良の条件を備えている。

同時にわれわれは、勤労者自主運営組織が1企業の内部にのみ限定されではならないと考える。勤労者評議会は企業構造にある階層以外の階級にもとづく組織となってはいけないが、地方や地域単位での、あるいは、しかるべき形態による全国規模での話し合いと経験の交流の可能性は持つべきである。

6 企業の従業員としての立場と勤労者評議会としての立場は、それぞれの決定行為において完全に独立していなければならず、また、評議会と他の社会的、政治的組織との共同行動を法律の規定で押しつけることはできない。いかなる者であれ、勤労者自主運営組織の役割と権限を一括して代行することはできず、また、その役割と権限をほかと重複してもつこともできない。

7 真の勤労者自主運営の基本条件として、自



ノヴァフタにて。1982年8月31日

立した企業の従業員に代わって企業を運営する権限が勤労者評議会に与えられなければならない。

勤労者評議会は企業運営の方針に関するすべての決定、たとえば、生産計画の立案、企業活動発展の方向づけ、企業の内規と組織形態、自発的な企業集団化についての取り決め、ほかの組織単位との長期にわたる共同契約の締結、等についての決定を下すべきである。

勤労者評議会にのみ属する重要な権限として、企業管理部の活動の監視を擧げるべきである。評議会は、その第1の任務として、企業の経済活動の成果を分析し、それとともに管理部の活動を評価しなければならない。

8 勤労者評議会の最も重要な権限として、企業長の任命(あるいは選挙による選出)および解任がある。企業長の地位は勤労者評議会の執行機関と同等であり、企業長はみずからの行為の責任を評議会にたいしてとるべきである。国家行政のしかるべき機関は、評議会によって選出された企業長の決定に反対する権利、あるいはその解任を求める権利を有する。この件に関する紛争は、交渉と調停作業によって解決されることになろう。

勤労者評議会と企業長との間に良好な関係を築き上げるよう、われわれは大いに努力する。われわれは、企業長の専門家としての熟練した能力については高く評価する。が同時にわれわれは、企業長の権限のみが優先し、その決定に勤労者評議会が加わることのできない経営システムはわが国の社会的、経済的諸問題の解決に力を失たないも

のであると考える。

9 勤労者自主運営組織の役割はわれわれの組合からは独立したものであるべきである。この2つは本来別つのものである。働く人々の利益保護は労働組合の役割であり、経営活動の効果については、まず第1に、勤労者自主運営組織が配慮すべきことである。この2つの役割は、ある条件のもとではまったく相反するものになりうる。

仕事と賃金の問題、あるいは福利厚生の問題において勤労者自主運営組織は、自主運営の組織と労働組合それぞれの決定権が受け持つ範囲を明確に区別するよう十分に配慮しなければならない。そうした分野（たとえば利益の配分）における企業の経営方針の一般原則は、勤労者評議会が決定すべきであろう。しかし、勤労者の利益保護の観点から必要な場合、労働組合はその決定に拒否権行使することになろう。経営方針を具体的に実施するにあたっての決定権は、労働組合、企業管理部の双方に属する。この分野における紛争の解決には調停委員会、あるいは——きわめて重要な問題に関しては——従業員全体があたることになろう。

10 勤労者評議会はおそらく、官僚化や少數による従業員と評議会の引き回しといった危険から自由ではあるまい。こうした危険性が存在するがゆえに、その危険を回避するため、ありとあらゆる制度上の手段が必要となる。そういう手段としては、企業の経営状態と評議会の活動についての従業員にたいする継続した情報提供と意見聴取の義務づけ、いくつかの重要な問題については全従業員が決定権を行使できる保障、評議会代議員の選出において従業員全体が最も大きな影響力を与えられる保障、評議会幹部会の任務を評議会活動の下準備のみとする権限の限定、評議会役員の交替とその任期についての適切な原則の適用、評議会の一部の解任、あるいは全体の解散に関する原則の実際的な運用、自主運営組織を代表する諸機関のメンバーにたいする特權の全面的否定、等々がある。

勤労者評議会が結成されるところではどこでも、われわれの組合の職場委員会は評議会活動の監視に力をそそぎ、不正がおこなわれた場合にはその活動に介入すべきである。われわれの組合の介入が十分に機能するためには、組合組織が自主運営

組織から完全に独立していかなければならない。したがって、自主運営組織と組合の役割を同一人物が果してはならない。同様に、原則として他の社会的、政治的組織の指導メンバーが勤労者評議会に加入することも認められない。

11 法的にいまだ整備されないまま、多くの企業においてはすでに、社会の人々のイニシアティブにより独自の規約と規則にもとづき勤労者評議会が結成されつつある。そこでわれわれは、われわれの組合の職場委員会にたいして、もしその評議会が従業員大多数の意志を表わすものと認められる限り、その活動を支持し、そうしたイニシアティブに力を貸すよう訴える。しかし、自主運営組織結成にたいする従業員の本当の意見が不明の時には、職場委員会は従業員の全体集会、あるいは全体投票によってその意志を確認しなければならない。

また、勤労者評議会の結成が民主的選挙にもとづき行われ、評議会の権限が企業管理部にたいして現実に影響力を持てるよう配慮するのも職場委員会の任務である。一方、いまだ存在するKSRにわれわれは決して加入しないし、KSRを形成する虚構の自主運営機関を支持することもできない。

12 独立自治方組「連帯」全国調整委員会付属社会労働センターOPS-Zは、勤労者評議会の結成について社会の人々の総意を調査し、政府による勤労者自主運営法案にたいして詳細な意見を（適当な時期に）作成し、全国調整委員会に提出する義務を負う。

全国調整委員会付属社会労働センター、ならびに各地方本部付属のセンターは、可能な限り、各企業における勤労者自主運営組織結成のために活動する経済および法律相談所の組織化にとりかかるべきである。

草案作成 リチャード・ブガイ
シモン・ヤクボヴィチ

〔週刊『連帯』第8号 1981年5月22日付
訳：篠崎誠一〕

私はなぜ ポーランドへ帰るか

ヤン・ユゼフ・リップスキ

Dlaczego Wracam do Polski? Jan Józef Lipski
Biuletyn Informacyjny nr.35, 82. 9. 22, Paris



ヤン・ユゼフ・リップスキ

[編集部解説]

文献学者・文学批評家・旧KORメンバーにして「連帶」活動家であるヤン・ユゼフ・リップスキは、ウルスのストライキの指導者のひとりとして1981年12月14日に逮捕され、1982年1月に他の被告とともに裁判にかけられた。年來の心臓病が逮捕時にすでにひどく悪化していたが、当局はそれでもなお強引に彼を病院から法廷へ連れ出した。しかししばらくして彼の裁判は中断され、療養のためのロンドン行き（彼は4年前ロンドンで心臓手術を受けた）が認められた。

帰国すれば裁判が待ち受けているのは分っていたが、リップスキは最初からポーランドに帰る決意でいた。彼は、友人に對し次のように説明している。

「同じ被告席に立った労働者が有罪を宣告され、知識人が裁判をのがれるなどということは耐えがたい」「労働者と知識人の團結を打ち砕こうとする政府の手助けはできない」。

WRON a（投國軍事評議会）がKORメンバー一起訴の決定を発表し、彼はふたつの裁判の被告となったが、その後のテレビ・ラジオのインタビューでも彼は前述の発言を繰り返した。

リップスキは9月15日ワルシャワに戻り、次の日に逮捕された。

以下に掲げるのは、帰国直前にロンドンで書かれ、9月18日の『ポーランド週報』に掲載された彼の所感である。

ワルシャワでKORに対する裁判が待ち受けているにもかかわらず、私はポーランドへ帰る。このことは多くの友人たちの目に愚行と映っているようなので、申しひらきをしておかねばならないだろう。

最初に、私が帰国する理由は、今年の5月、手術後の診察と治療のためにロンドンに旅立つときに既にそう決めていたからであり、その後その決意を翻えさせるほどの事態の変化はないからである。

私の意見では、KORの裁判がもし実際に始まれば、それはポーランド史の最近の数年間にについてのいくつかのとらえ方を、強化したり、新たに創り出したり、あるいは弱めたりする上で重要な意味を持つことになろう。これに参加することは——ロンドンにいる以上参加するしないはひとえに私自身の意志にかかっている——、裁判の過程で何かしら発言できるというだけでも無意味とは

思えない。もっとも、政府はその裁判を非公開か、または監獄内で行うかもしれない。そのような形の裁判は願い下げにしたいが。それでも、監獄内の裁判といえども、西側の友人たちがそれを適切に効果的に利用してくれるならば最悪ではない。いってみれば、私の側からの対決要求である。これに賛成してくれる人は——とくにポーランド国内には——少ないだろう。また私は、このために自分が、多くの善良なポーランド人や現状とこの行為からくるもろもろの苦しみを深く理解している人々から、テロリストかそのたぐいとみなされていることも知っている。かまいはしない。彼らはつねに何をなすべきか私よりよく御存知だ——KORの設立のときも、その前も、その後も。私の生きる限り、そして彼らの生きている限りずっとそうであろう。私にわかるのはただ、WRON aがわれわれを告訴したのは不条理であるということ、そして、自分がポーランドへ帰るかどうか

を、その不条理やそれに対する恐れなどに左右されたくないということだけである。私は不条理に真っ向からのぞみたい——私の人生で始めてのことではない。だからといって、私を敵側に不条理を教えてやろうとする無邪気な人間と思つてもらつては困る。相手は不条理なことは先刻承知、今さら証明してやらねばならぬことなど何もない。彼らは、私や友人たちに対してやりたいことがあれば、ほとんどすべてやりとおすだろう。「ほとんど」とつけたのは、諸外国やときには自国の社会民衆の世論に左右される部分もわずかながらあるからである。

すでにWRON aのかぎづめ〔ポーランド語でwronaとはカラスのこと〕に捕われている他の人々は不条理との対決をなしうるだろうか。もちろん彼らは私がいなくともやっていけるに違いない。しかし私も加わればよりよく対決していくだろう。

KORは団体であると同時に理念であった。その理念の要素のひとつが、力の行使なしに目的達成をめざすという原則であった。力の行使がなければ効果は少ないという人もいる。しかし必ずしもそうではない。少人数のグループでもテロを行うことはできるし、ましてKORのように広範囲にわたっている運動なら言うまでもない。われわれはテロに反対しているが、まさにそれゆえにわれわれはテロリストとして名指されている。そうすればKORの信念がうちたててきたすべてのことに一度にヒビを入れかき乱すことができるからである。KORはふたつの目標をもっていた。民主主義と独立——もしくは独立と民主主義というふうに入れ替えてよい。このふたつは不可分だが、現在のポーランドではともに不可能なものだ。とはいってもわれわれは以前からつねに、これが遙かな目標であり、一歩一歩、一段一段地盤を固めながら実現していかねばならないものだと理解していた。われわれはそれが明日にでも実現可能などとはったりをいたしたこともないし、月曜日からポーランドに独立と民主主義を持ち込むだけの力を持っているとうそぶいたこともない。そうではなく、われわれは、労働法の悪用や不法行為や、検閻による思想と情報の封じ込めなどに対して闘ってきた。われわれは来たるべき将来の独立、将来の民主主義の土台づくりに力をそいだ

のだ。同時にわれわれはしばしば声を大にして訴えた——マイエフスキが、ホミツキが、コズウォフスキが殴られたことを。われわれは愛国的スローガンを叫ぶよりも、隣人愛と祖国愛の情から、殴られた人々のもとへ救急処置のために急いだ。そして、こうした行為のゆえにわれわれは裁かれる。もっとも「彼ら」〔当局〕は何か他の罪状をこじつけるだろうが。

KORの記憶をどのような形で残すかの大いなる賭けは参加するに値するし名誉でもある。というのも、「彼ら」を信用している者など誰もいないというのは嘘だからである。KORを嫌正在りのKORに脅かされた人々だけではない。受動的な態度をKORに批判された人々や、中にはKORの権威が高まるにつれて自分の出番を奪われるなど嫉妬や不安を抱いた人々もまじっている。しかし私は信じる、ポーランド人の大部分は法廷の出来事に耳をそばだて、われわれと家族のために祈ってくれるだろう。祈りは有難いが、有利な判決を期待してはいけない。判決はすでに、もしくは遅くとも検事が起訴事実を読みあげる前には決まっている。われわれがその時勇気を持ちつづけていられるように、不安が理性を麻痺させないように、——必要ならば——われわれが事実を正しく記憶し、誤りなく関連づけられるように、祈りを捧げてほしい。WRON aはわれわれの声が外部に届かぬように画策するだろうが、声はそれでも伝わるだろう。

私にはもうひとつ、ワルシャワの被告席に帰る感情的な動機がある。私はKORの誕生にかかわった。だから終章にも立ち会いたい。私はKORに関する本を書き終えた——たぶん裁判に〔証拠資料として提出されるのに〕間に合う時期に世に出るだろう。しかしその本には最終章がない。最終章は他の人々に書いてもらわねばならない——地下出版物に、外国での出版物に、ポーランド語で、そして他国の言葉で。

ヤン・ユゼフ・リプスキ
ロンドン 1982年9月14日

〔訳：高橋初子〕

『ロボトニク』——労働者との結合を求めて

——インタビュー——

聞きて：『週刊連帯』編集部

ヴォイチェフ・アルクシェフスキ
ピヨトル・ラフタン

“Robotnik”, Tygodnik Solidarność nr. 2, 10. IV. 1981

〔週刊「連帯」編集部注解〕『ロボトニク』〔労働者の意〕は1977年秋に検閲外出版としてあらわれた。最初の編集グループは、ダリウシュ・クベツキ（数学者）、ヤン・リティンスキ（数学者）、ヘレナ・ウチヴォとヴィトルド・ウチヴォ夫妻（経済学者と電子工学者）、イレナ・ヴィイチツカ（経済学者）、ルドヴィカ・ヴエツ、ヘンリク・ヴエツ夫妻（2人とも物理学者）から成っていた。現在の独立自治労組「連帯」の活動家の多く、主にグダンスクとワルシャワの活動家の多くはこの雑誌と歩みを共にしてきた。『ロボトニク』の基本プログラムである「労働者の権利憲章」が発表されたのは1979年夏であった。そこには次の要求が列挙されている——物価手当と社会的に最低限必要な生活の保障および極端な所得格差の廃止、法律に定める労働時間の順守と週40時間労働への移行、職場の安全・衛生管理を工場管理部から独立した委員会が監視できる保障、隠された特権の廃止、ボーナス、休暇、住宅の配分方法の公開、密告や虚偽の報告および危険な環境下における作業の強制の廃止、労働者にとって不正な労働法の条項の改正、ストライキの権利。そこにはまた、これら要求実現のためのさまざまな活動手段が述べられている——すべての情報の公開、労働者を代表する組織の選出、自由な労働組合の結成、および旧労組内での活動。「憲章」の大部分はグダンスクの合意に現われている。〔この「憲章」は全文がクーロン、モゼレフスキ著「ボーランド共産党への公開状」増補版、柘植書房、1980年、291頁以下に邦訳されている——訳者〕

共通の場を求めて

——『ロボトニク』が1977年という年にあらわれた理由と、ほかならぬみなさんのグループがそうした活動をはじめた理由をお聞きしたいのですが。

イレナ・ヴィイチツカ ウルスとラドムの労働者救援活動〔76年事件〕が終わり、もうお金を使ったり、物質的な援助をしなくて済むようになって、そこで私たちはこれから何をすべきかを考えました。私たちはみんな、つまり、ウルスとラドムに出かけていった人々みんなのことですが、労働者たちがばらばらに孤立させられ、お互いに連絡しあうこともできず、利害が共通しているこ

とも感じられないでいる、そういう意識を持っていました。労働者たちはおどされ、びくびくしている、そう知つて私たちは憚然とさせられました。そこで私たちは彼らとなんとか話し合いのできる共通の場を見い出そうと努力したのです。労働者たちがお互いに助け合いをはじめ、理解しあい、知り合い、話し合いをはじめられるような、そんな仕組をつくり上げたかった。私たちは触媒の役割を果したかったのです。そこから「労働者大学」の構想が生まれました。労働者の小グループをワルシャワに呼んで、かれらと会い、話しをして……。

——私の知る限りでは、独習サークルの構想は不発に終った、それはなぜでしょう。

ヘレナ・ウチヴォ 単なるミンテリ、の思い

つきにすぎなかったから。私たちが一諸に活動したいと望んだ人々の方は、話し合いや議論で自分の考えを言い表わすすべを知らないというのに……。

ヘンリク・ヴエツ そうしたサークルには、まったく偶然にとびこんで来た人々がいることもしばしばで……。

イレナ・ヴィツカ そういう人たちは本当にこわがっていました。救援活動が終わって、また何かの職についた時、私たちとの接触は不安の種だったのです。それはかれらの生活を脅かすものでした。

ヤン・リティンスキ 弾圧の犠牲者すべてが意識的な活動家であったわけではないのですから。

ダリウシュ・クベツキ それに、われわれが会った人々はすぐに成果が上がるものと期待していた。そうした会合がもし最初から何かの成果を上げていれば、成功したのでしょうか、1回、2回、3回とやっても何ひとつ成果はない。みんなが期待していたのはそんなことではなかった。

ヘンリク・ヴエツ ヴォイテク・オニシキエヴィチがやって来て、雑誌をつくったらしいと言ってくれた。手はじめにわれわれはシフェルチェフスキ工場〔フルシャワの精密機器工場〕で日刊のを出し、その後ウルス〔トラクター工場〕でも同じようにした。

ヤン・リティンスキ われわれの考えでは、そうした活動が発展して工場内の活動家グループや労働者委員会となってゆくはずだった。スペインの例に触発された考え方でしたね。目標としては、KORの基本的考え方方に沿って、公然の活動家グループ結成をめざしていました。われわれの望んでいたのはその運動が広く普及することではなく、奥深く浸透することでした。いくつかの工場ではこうした運動の手本となる労働者委員会の結成が成功するものとわれわれは期待していたのです。

イレナ・ヴィツカ はじめは「労働組合」という名称をつかうのをおそれていた、なにしろ評判の悪い名前でしたからね。でも私たちがその名前で言い表わしたかったのは労働者を代表する団体だったのです。

『ロボトニク』の発刊

——第1号はひどい出来でしたね、内容もそうでしたが、あの体裁に至っては……。

ヘンリク・ヴエツ 第1号が出た時、ヴォイテク・ジェムビンスキが言いましたよ、「これが雑誌？ タイプライターで打った4ページの代物がかい？」とね。

ルドヴィカ・ヴエツ 第1号は400部つくったけど、あれほど早く何万部にもなるとは思っていませんでした。

——公式の流通経路からはずれた雑誌の発行者としてはおそらく技術的にいろいろと問題があつたでしょう。

ヴィトルド・ウチヴォ はじめての雑誌をビルに使うつもりでした。だから読者の最初の動作が問題だったのです。『ロボトニク』を読む、すばやく4つに折りたたんで隠す、次の仲間に渡す、今度はその仲間が読み、また次へ回す、こうなるわけです。われわれは決して理論的な雑誌をつくりようなどと大それた考えを持ったことはない。労働者たちをひとつにまとめる、それがわれわれの雑誌の基本的な役割でした。体裁と内容をそれに合わせたかった、だから4ページにおさえたのです。はじめは贋写版で刷っていたのですが、しばらくして私の友人の美術家がシルクスクリーン用の特殊な布地を提供してくれて、知り合いの写真家も紹介してくれたので、シルクスクリーン印刷を使えるようになりました。

——それ以前に印刷業とかかわりを持ったことは？

ヴィトルド・ウチヴォ 一度も。問題だったのは、安い費用で手に入れられ、没収されても困らないような印刷機械とは、ということでした。シルクスクリーンはそのすべての条件を満たすものだった。スクリーンを張るだけよかったのですから。それで200ズウォティ。スクリーンに使う布地は輸入ものであります、ただ、数がたいへん少なくて。シルクスクリーンのおかげでタイプ用紙4枚分を1回で刷れるようになったのです。印刷に要する人員は3人、1人がローラーを動かし、もう1人が棒を持ち上げる、残った1人が用紙をとる。棒を持ち上げる人間の代わりにゴムひもを使うようになった時には本当に革命的事件でしたよ。それからは驚異的に効率が高まって、9号は3000部。次の革命は16号の時に使った3列組です



左からJ・リティンスキ、J・クーロン、A・ミフニク
ね。それは新聞の手法をとり入れて、1列目には
短い情報、時事評論をあと2列に置きました。
その構成はいまでも使っています。

——それからの発行部数は?

ヴィトルド・ウチヴォ 発行部数で次の節目は
20何号かの時ですね。その時からですよ、印刷費用
を払えるようになったのは。発行部数は2万を
越えたり越えなかったり、それがしろうと印刷屋
の限界でしたね。次の節目は40何号かでしたが、
それから印刷工を雇うようになりました。最大發
行部数は約7万、60号の時で、その号は〔80年〕
8月のストライキを特集しています。発行部数の
少ない時は小型のフィアット2台で運べました。
グダンスクには『ロボトニク』3000部を小型のト
ランクに入れて届けましたね。

配布網の組織化

——配布網はどうやって組織したのですか。

ダリウシュ・クベツキ 配布は何段階にもわかれています。印刷所から倉庫に運び、梱包して、リストにしたがってポーランド国内50ヵ所のあて先に送られる。その50ヵ所でさらに仕分けされて送られる。原則として大きな都市にはわれわれの
“ポスト”があつて、そのポストから『ロボトニク』は配られるわけです。しかし、現実は常に理
論の先をゆく、という感じで、たとえばヴロツ
ワフの場合、まるまる何ヵ月もの間いつでも“ポ
スト”をつとめてくれる人がだれかは必ずいました。ワルシャワではわれわれが直接『ロボトニク』
を配つてあるいたのです。

——ワルシャワでは何部くらいでした?

ダリウシュ・クベツキ ウルススを入れて、全
体の10パーセントくらい。

——グダンスクは?

ダリウシュ・クベツキ 発行をはじめて以来す
っと15~25パーセントですね。

弾圧に抗して

——印刷した大部分が“不幸”に見舞われたと
いうことは?

ルドヴィカ・ヴエツ 最初の大きな不幸は1978
年の夏で、ちょうど印刷の最中でした。たまたま
ダレク〔ダリウシュ・クベツキ〕が居合せたんで
す。その時は例の有名なテオシ・クリンツェヴィ
チ（のちにグダンスク工科大学の独立学生連盟N
Z S議長）がはじめて印刷所にやってきていたの
ですが、おかげで彼はヨット競技のライセンスを
取り上げられてしまつて。2度目は学生寮「ミク
ルス」での有名な事件です。その時われわれの仲
間は暴行を受けました。

——弾圧は雑誌の編集になんらかの影響をあた
えましたか?

ヘレナ・ウチヴォ わざわざ話すほどのことは
ありません。それは民主的反対派にたいしてよく
あったことです。捜索、没収、職場からの追放、
それにもっとひどいことだって……私の娘はなん
と幼稚園から追い出されてしまったのです。私た
ちの協力者たち、とくに労働者たちは比較になら
ないくらいひどい扱いを受けたものです。

ルドヴィカ・ヴエツ 1979年から民主的反対派
にたいする弾圧は最もひどくなり、『ロボトニク』
を中心にしていた人たちを狙い撃ちするよう
になった。それがとくにひどかったのは、11月11日
や12月事件の記念日に起きた行動の時、国会議
員選挙の前、それにローマ法王のポーランド訪問
の前でした。

——地方ではもっとひどかったと聞いています
が、シロンスクが実際にいちばん苦しかったので
しょうか。

ルドヴィカ・ヴエツ ええ、それはもう。

ヤン・リティンスキ 第2号の時から炭坑労働
者のザワディク・スレツキが参加していたのですが、
彼は自分の仲間たちのことをたいへんよく知つ
ていてね。職場から追放されるのをひどくおそ
れています。彼の家はしょっちゅう襲われて、
ガラスを割られたり、窓辺に牛のふんを置かれた

り、彼の奥さんには、ドイツに出てゆけなどといふおどしがかけられたりして。

ルドヴィカ・ヴェツ 職場では最下級の炭坑夫あついをされて、3500ズウォティしかもらえないかった。

ヘンリク・ヴェツ 48時間の拘留を受けるたびに彼は給料を14時間分とか13時間分とかを差し引かれました。それに彼は日曜就労を拒否していましたから。

ルドヴィカ・ヴェツ S B [公安警察] の警官でリュシキエヴィチという男がいて、これがたいへんな世話をききました。その彼がワデクのところに休暇を過ごしにやって来ました。スレツキの奥さんはシロンスク生まれでしたが、ドイツに遠い親戚がありました。その警官は彼女に、ボーランドについては生命がなくなると説き伏せてしまったのです。ワデクはたいへん信心深いカトリック教徒で家族とは聞くむすばれていきました。で結局、彼は西ドイツに移る決心をしたのです。

ヤン・リティンスキ 1979年秋に炭坑事故がつづいたあとすぐに、われわれはそれらの事故の原因分析をわりあいきちんと出すことができた、それもおもにワデクのおかげなのです。彼と連絡を保っていたからこそできしたことでした。

影響と効果

——雑誌で公けにしたことでなんらかの結果が出たということは？

ヘレナ・ウチヴォ 何かを発表すればいつもなんらかの効果はありました。もっとも常に好ましい効果というわけにはいきませんが、ある工場について具体的に書いた時には、私たちはその工場へなるべく多くの『ロボトニク』を届けるようにしました。これは効果的でしたね。工場管理部はなんとか問題をかたづけざるをえなくなるわけです。

イレナ・ヴィチツカ でもこちらから介入できるようなテーマはそれほど多くなかった。

ヤン・リティンスキ われわれは超過勤務に反対していた。おそらくこれは、労働者の間的一般的な意見にさからったもののひとつでしょう。われわれは労働者に、超過勤務を拒否するストライキを2週間つづけるように説いてまわりました。

PODZIAŁ PRACY

Kto zarządza? Kto pracuje?

Udostępnione zostały tutaj fragmenty kilku artykułów, które miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach. Wśród nich znajdują się fragmenty artykułów, które miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach. Wśród nich znajdują się fragmenty artykułów, które miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach. Wśród nich znajdują się fragmenty artykułów, które miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Agencja informacyjna robiła wiele dobrej pracy, ale nie dała możliwości do końca zrozumieć, co jest w tym wszystkim dobra i co jest złe. Wszystko to jest złożone i wymaga dokładnego rozważania. W tym celu przedstawiamy fragmenty artykułów, które miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Mieczysław Niedzielski

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

Wszystkie informacje o rozwijającym się strajku w kopalniach, jaką miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach, miały wpływ na rozwój i rozbudowę strajku w kopalniach.

『ロボトニク』の紙面

ルドヴィカ・ヴェツ アンジェイ・ブルツが言ったのですが、ストライキの原因をみれば、そこが『ロボトニク』の読者のいる工場か、そうでないかがわかったのです。『ロボトニク』を読んでいた労働者は超過勤務に反対し、そうでない労働者は逆にそれを要求していました。

——読者からの手紙はよくきましたか。

ヤン・リティンスキ たまにはね。たいへん長いあいだ、われわれは労働者から情報を得られなかつた。読者は『ロボトニク』に書かれていることをただ無条件に読んでいたのです。かれらは『ロボトニク』を自分の雑誌のように思っていた。ここには本当のことが書いてある——批判など必要ではなかつたのです。

イレナ・ヴィチツカ 私たちは“暗やみ”で雑誌をつくっていました。どんなテーマがいちばん重要なのか、どんな選択基準をとるべきなのかもわからなかつた。

ヤン・リティンスキ たびたびわれわれは雑誌の形式を変えました。ことあるたびに、これでは苦しい役割を担っている労働者にとってまったく不満足だと想いしらされたからです。われわれはさらに計画的な編集にとりかかり、歴史欄や政治論文が登場するようになりました。

【以下次号】

次は何か——現状と展望

ヤツエク・クーロン

CO DALEJ?

JACEK KUROŃ

Biuletyn Informacyjny nr 31, 82. 8. 25, Paris

〔編集部注〕

以下の論文は『週刊マゾフシェ』21号（1982年7月14日付）に発表された。7月以降、ポーランド国内の情勢に多くの変化があったとはいえ、この論文中に指摘されている根本的問題点や政府・社会大衆間の関係は依然として変わっていないと考え、訳出する。



1 1980年8月の後、当局はひとつの選択を迫られた。全国民と共にシステムを改革し、社会大衆が国家経営に共同参加できるようにするか、それとも「連帯」と社会全体を叩き潰すか。1年以上にわたり、政府は水と油を何とかいっしょにしようと懸念した——改革はするが、同時に、諸組織や情報の流れや意思決定の独占的コントロール権を手元に残そうとしたのだ。経済的・政治的変革のかわりに自らの独占的地位の再建ばかりに熱心だった彼らは、結局のところ古い機構に新しい名前をつけかえたにすぎず、無能力のせいで平和時においては例を見ぬほどの壊滅状態へと国を追いやってしまった。

2 「連帯」は完全に労働組合の役割だけにとどまる、あるいは主として労働組合の機能を果たす、というわけにはいかなかった。もし単なる労働組合にとどまっていたとしても、「連帯」は少なくとも賃金引き上げおよびインフレ手当は要求せねばならない。ところが実際には国の財布は空っぽで何も得られない。一方、1個の労働組合としては権力を取ることはできないし、労働組合員や社会大衆が望んだのもそんなことではなかった。権力を取るなど、綱領上も、幹部間でも、準備されていなかった。この状況下、「連帯」は唯一可能な道を選んだ——つまり、社会が国家経営に共同参加できるようにする活動、「連帯」が本当に労

働組合として機能できるような新しいシステムづくりの活動を行ったのだ。「連帯」第1回全国大会で採択された綱領は、まさにこういう目的を明文化したものである。

しかし、國家を経営している人々がパートナーとはいらないといえば、共同参加は不可能だ。第1回全国大会の綱領を、当局は自らへの攻撃を受け取った。

3 将軍たちや党書記たちは、12月13日は国家を内戦の危機から救ったと公言してはばかりない。しかし、力の行使によって彼らは経済の救済を不可能にしたという事実に関しては黙っている。組織や情報や意志決定があまりにも厳しく統制されたため、〔企業の〕自治・自主運営・独立財政などについては一言も聞かれなくなった。この状況下では改革は絶対にならざるを得ない。一方、改革なくしては経済の崩壊をくいとめることはできない。〔事態の〕安定化がもしも可能だとすれば、それは、1941~53年のレベルよりもっと低い生活水準に耐え、多大の努力と犠牲を払っても国を再建するという2点に社会の同意を得ることが必要である。しかし、暴力を支えとした権力と社会大衆の協力はまず無理である。崩壊した国の中で暴力は内戦につながるであろう。

この奇妙な戦争の始まりであった劇的な二者択一は、今もなお問われつづけている。人々が自分たちは国家の共同経営者だと思えるような状態を作り出すことができるか、それともおびただしい流血に至るか——。

4 「連帯」の存在は、民衆の怒りの自然発生的な爆発を押し止めていた。脅されて権利を奪われた人々が群衆を形づくった時が特に危険である。群衆の中では人々は自分が特定されないという幻想を持ち、それゆえ彼らは恐れを感じない。つまり、逆説のこと、抵抗運動の組織化が進んで

いればいるほど、將軍たちや書記連中の身は安全になるのだ。

國を内戦に至らしめなかつたのは、社會が「連帶」に寄せた信頼である。「連帶」はバラシユート的な役割を果たしている。落下にブレーキをかけ、減速させはするが、12月13日以前の状態に戻すことは不可能だ。現在の体制を「連帶」労組で補完すればそれが達成できると考えている人々は、事態をよく理解していない。現体制を補完するということは、給料引き下げと値上げと失業に同意し、要求することを禁じ、働くことだけを指令する組合になることに他ならないのだ。

5 國家経営への社會の共同参加を保証する環境づくりの道は、2つ考えられる。

(A) 政府またはその一部が、社會との眞の合意を結ぶことに同意する。その場合、社會を代表するのは党・國家権力から独立した組織、すなわち第1には「連帶」である。この合意の根本には國家再建プログラムがなければならない。それは國家と經濟の改革プランを包含していなければならず、投資・信用供与・課税政策の指針を示さなければならない。各段階における具体的な課題は何か、最低限何を我慢するのか、生活水準上昇の見込みはどのくらいか、などをわかりやすく説明しなければならない。

プログラムの中の根本的な問題は、——それが國民に何らかの犠牲を要求するような場合は特に——、全國民投票に委ねられねばならない。社會大衆の承認を得られてはじめてプログラムの実現に向けて動き出すことができる。そして、合意に参加した人はすべてそのプログラムを支持しあつコントロールしなければならない。

現在行われている戰争と、そして1945年以来ボ

ーランドに起つたすべての戰争の終結が、國民合意の名において宣言される。〔対立の〕一方の側は大赦を行い、他方の側は教会で許しの誓いをする。共同プログラムの名において、労働組合は、プログラムを逸脱する要求を出さないことを公約する。合意された要求についても、プログラムに反する実現方法はとらない。そして最終的には、國の再建の旗の下、諸外国の國民や政府に支援を求めるアピールが出来る。このような合意の枠組みの中で、「連帶」は、プログラム実現のための社會的保証となり、公正な分配を監視することだろう。

(B) 政府は社會の爆發を引き起こし、それによって政府が転覆させられる。その際でも、もしも次の条件があれば、ソ連の介入を防ぐチャンスはある。その条件とは、社會の信頼を得てゐるあらゆる機関がすみやかに事態の責任を取り、ただちに國民政府が樹立されること、國民政府を構成するのは、社會的權威を持ち、かつモスクワににらまれていない人々であること、である。新政府は即座に、同盟關係上の義務を引きつづき履行するとソ連に宣言し、それから(A)に述べた活動を始める。

繰り返そう。國民救済の基礎はただひとつ、党・國家権力から独立した形に組織された社會によって支持され、全國民投票で承認された國家再建プログラムだけである。

ヤツェク・クーロン

〔訳：高橋初子〕



われわれはどこへ向かうのか？ ボグダン・リス

Czy Wystarczy Deklaracje Intencji? Bogdan Lis
"Solidarnosc" Biuletyn Informacyjny nr 31, 82. 8. 25, Paris

〔編集部注〕この論文の執筆時期は明らかでないが、内容からすれば1982年7月末ないし8月初めと推測される。B・リスは、L・ワレサ委員長の補佐役として1980年8月のグダンスク協定の署名者の1人となり、現在は地下にあってグダンスク地区調整委員会および全国暫定調整委員会のメンバーとして地下抗闘争の指導的地位にある。

7月22日、多くのポーランド人にとて希望の日であったこの7月22日は過ぎた。この日が国民的和解に向かう途上の第1歩となることが、正常化がWRONaの宣伝で利用される單なるスローガン以上のものとなることが期待されていた。それは実現されなかった——実際、こうなると予想するのは難しいことではなかった。国会での議論のあとの失望はそれほど大きくなかった。というのは、期待はどちらかといえば神への願いにも似たものに基いており、そのことをわれわれすべてはよく知っていたからである。

国会での議論の帰結のあいまいさは、そして政府が提出するもの以外、何のイニシアチブも議論できない議員たちの無力さ——WRONaはこれを政府のプログラムに対する承認だと受け取っている——は、支配エリートたちの無感覚想像力の欠如を明らかにしている。その背後にあるのは、明確な思想と現状解決策のまったく欠如である。あるいはヤルゼルスキ将軍とラコフスキ副首相は、1982年7月22日に国会議員たちに提案されたものが、社会をも満足させると信じているのかもしれない。そうだとすれば、ポーランド社会の目的と希望に対するこれ以上の無理解はない。

私は合意を実現する過程の詳細に立ち入るつもりはない。この点で一致することはきわめて簡単であろう。一方私は、さまざまな社会的、職業的組織により代表されるポーランド社会と政府のいずれも、純粹に形式的な合意には満足すべきでな

いと確信する。ラコフスキ副首相が国会の演壇で提案した労働組合活動の復活に関する提案は、労働組合を国家と党に全面的に従属させることを狙ったごまかし以外の何ものでもない。この提案における労働組合の独立の要素と政府への従属の意図的な混同は、まったくの宣伝上のものにすぎない。こうして労働者たちに、政府は独立労働組合の結成を本当に提案していると思い込ませようというのだ。

ラコフスキによれば、彼の提案は1980年夏以前と1981年12月以前の時期の肯定的諸経験に基礎を置くものだという。たしかにそうだろう。ただし、政府の観点からして肯定的な経験に。社会の希求を認めることを拒否して、1981年12月以前には労働組合と不断に対立し、1980年8月以前には好き勝手なことがやれたそんな政府の。この2つの時期は、ラコフスキの提案に対してだけではなく、労働者に対してもまた独自の教訓を与えている。

1980年8月以降、新たに生じてきた紛争はすべて、「連帯」の側と政府の側からの圧力によってしか解決されなかつた。こうしたやり方は無惨な結果しかもたらさない。しかしそれを回避するためには、両当事者の意図のみならず、その適格性についても相互の信頼が必要である。このような信頼がなければ、最初の意図がどんなものであっても、いかなる合意も形式的なものとなってしまう。1980年8月以降に生じたのはまさにこうしたことである。現在われわれは合意にはほど遠いところにいる。しかもわれわれの意図はすでに否定的に理解されている。それゆえに私は、非合法ドにおける「連帯」活動家を導く諸目標をはっきりさせることが必要だと考える。

われわれは繰り返し、われわれの〔地下〕活動は一時的なものだと言ってきた。私は、将来の父兄に対して自らが参加する権利を主張した地下活動家を1人として知らない。1981年12月13日に施行された戒厳令はずっと以前から準備されたもの



ボグダン・リス

であり、国民的合意の問題に関する政府の発言は例によって例のごときお芝居であったとわれわれは確信している。そうでないとわれわれを納得させるためのいかなる努力もなされなかった。12月以後の宣伝をはじめた議論として受けとることはできない。12月13日以降の社会に対する抑圧、権力機関の残虐行為、そして政府の公式代表が述べる明白なウソは、政府の言うことに対しまだ少しは残っていた社会の信頼を徹底的に損ない、今や政府の口にする意図とやらを信じる者はごくわずかになってしまった。合法的活動の可能性を奪われたわれわれは、地下から社会を組織化することに決定した。組織された社会のみが正政に対抗でき、当局に対しその針路の変更を強制できるからである。

これは正しい決定だったとわれわれは考える。このことはボーランド人の大多数の態度によっても裏付けられている。われわれは平和の時代に社会から信任を得た。時代が変わってもこの信任を裏切ってはならない。独立自治労働組合「連帯」のために、人権と市民的権利のために、困われの仲間たちのために闘い続けることはわれわれの義務である。この問題が解決されないかぎり、いかなる眞の合意もありえない。これがわれわれの基本にある考え方であり、これを決めるにあたりわれわれは、われわれ自身およびわれわれの近親者や友人に及ぶかもしれないその帰結をも考慮した。われわれは合意を結ぶ用意がある。だがそれは虚構の合意であってはならない。われわれは妥協の必要性を認識している。しかし妥協は何かをもたらすものでなければならない。それは、政府と社会の関係の危機の諸原因を取り除き、改革の実現に寄与するものでなければならない。

政府の行動には明確でない点が多くあり、しかもそれは政府内の一部の人々により一層あいまい

にされている。おそらく彼らは、地下の主だった指導者たちの逮捕に成功すれば社会的抵抗はやみ、「連帯」は一層の譲歩を受け入れると考えているのだろう。それは誤りである。逮捕にもかかわらず抵抗は続こう。結局のところ問題は、無理やりに譲歩を奪うということではなく、将来の紛争の危険を最小とするような状況を作り出すことである。私は、紛争解決の仕組みを工夫し、あるいは一時的にストライキを停止する必要があることは理解できる。しかし、組合の組織構造の変更にかける政府の熱意（これはほんの一例にすぎない）が国のためにことを考えてみると、私を納得させられる人はひとりもいない。その目的は明白であり、これを歓くための新たな試みは合意そのものの意味にも疑問を投げかける。相手側の誠意に疑問が残るかぎり、合意是不可能である。それゆえに、当局と「連帯」の双方の側からの適切な行動が必要である。政府の代表者を信頼するのは危険かもしれないという意味において、われわれの方が不利な立場にある。しかし解決策は双方の側から求めなければならない。拘留者の大多数の釈放——それ自体は肯定的な意味を持つ——が、合意のための明白かつ現実的な提案を伴わなかったことは残念である。むしろ逆に、われわれは公式演説から別の結論を、すなわち、「連帯」の復活について議論することは無用であり、全問題はとっくの昔に解決されているという結論を引き出すことができる。労働者および労動大衆の圧倒的多数にあってはそうではないという事実は完全に無視されている。これが政府のとる立場であれば、合意の達成が困難であることは目に見えている。ストライキを含む圧力をかけることが必要となろう。組織されない社会は何事も達成できない。あるいはわずかなことしか達成できない。政府はすでに、社会が無防備ではなく、弾圧は抵抗をますだけであることを知っている。こうした認識は無責任な決定を抑制し、直接的対決の爆発の危険性を当局が認識することは、このような対決を回避する上で決定的である。それゆえにわれわれは、将来のゼネストと積極的自衛の準備を放棄してはならない。攻撃を受ける者は自衛の権利をもつ。最初に暴力に訴えたのはわれわれではない。そしてわれわれは紛争解決のこのような手段を支持しない。

〔訳：水谷穂／高橋初子〕

連帯 か直面した問題

J・シフェンチツキ氏に聞く

Rozmowa z Jakubem Święcickim

さる9月20日、ポーランド資料センターは溝口中の在スウェーデンのポーランド人「連帯」協力者、ヤクブ・シフェンチツキ氏を用んで懇談会を持ち、ポーランド「連帯」をめぐる諸問題につき討論を行った。その要旨を編集部の責任で要約してここに紹介する。なお、シフェンチツキ氏は1949年生れ、1972年にスウェーデンにわたり研究活動に従事。80年夏以降スウェーデンにおいて「連帯」支援の幅広い活動を展開し、81年秋の「連帯」第1回大会で感謝決議を受けた。

Q ポーランド「連帯」の運動が直面した本質的な問題のひとつとして、ポーランドが置かれている国際的な枠組の問題があった。この問題をどのように認識し、これを突破する方法をどのように考えるか。

A プラグマチックにいえば、現在のソ連・東欧体制の変更の可能性はゼロである。唯一の可能性は、「連帯」が現在の思想を維持して将来のチャンスに備えることである。ポーランドの問題の解決は国内の運動だけでは不可能で、国際的な闘いが必要である。

現在、米ソ間で、ポーランドはソ連が処理し、そのかわりソ連はアフガニスタンからは手を引くという密約が成立しつつあるという議論もあるくらい、アメリカにあってもポーランド問題はひとつのカードにすぎないのではないか。レーガンの経済制裁にしても、その評価をめぐりわれわれの間にもさまざまな議論があるが、はっきりしていることは、それがポーランド国民のためになされているのではなく、アメリカの独白の政策としてなされていることである。この点についてわれわれの間には何の幻想もない。

ソ連におけるブレジネフの死がポーランドにとり良い方向に作用する可能性はあるが、しかしポーランドの体制がヤルタでポーランド人に無関係に決定されたことが示すように、いつ、いかなる機会が訪れるかは誰にもわからない。10年後かもしれないし、100年後かもしれない。重要なことは、「連帯」のような運動がその間存続することだ。

ソ連との関係の問題については「連帯」内にもさまざまな議論があり、たとえばJ・クーロンは、

ソ連は直接的な軍事介入は望んでいないから、ポーランド社会の不満の爆発の可能性をむしろ圧力として対話が可能になるのではないかと主張している。

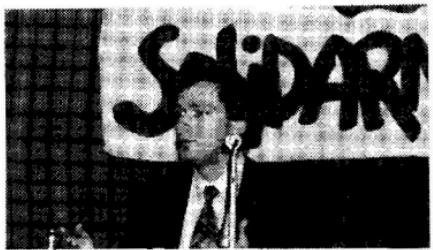
Q 「連帯」の運動の根本は非ソ連的人間をめざすことだと主張されているが、非ソ連的人間、あるいはソ連の人間とはどのような概念をさすのか。

A 非ソ連的人間とは新しい言葉ではなく、第2次大戦後から言われているものである。いかなるシステムもそれにふさわしい人間を形成するが、ソ連の人間とはソ連のシステムの下で形成、要請される人間像で、要するに偽りの世界に生き、公的=私的の大きな格差のある二重性の中に存在し、あらゆることを国家により定められることに甘んじている人間である。そこでは人間同士の結合は存在せず、個々人はバラバラで常に権力による操作の対象である。個々人のイニシアチブと責任は存在せず、これが経済危機の大きな原因となっている。

「連帯」もまたこのシステムの落し子という側面を有していた。それは国家に対してあらゆることを要求するだけで、問題に対し自らのイニシアチブであたろうとしなかった。状況が変化し、国家の無能と一連の諸事件に押されて「連帯」が自ら問題解決に取り組もうとした時、政府はこれを政権奪取のもくろみであると非難し、戒厳令を出した。

Q 経済危機は、ソ連型システムそのものに起因するという認識が支配官僚自身の内部にも存在するのではないか。

A ある意味で常識となっている。例えば農業部



ヤクブ・シフエンチツキ氏

問がその典型で、ソ連農業では自営地の生産力が非常に高く、政府首脳もこれを認めている。しかし制度を改めるには彼らのイデオロギーが決定的な妨げとなっている。

眞の経済改革のためには下からのイニシアチブが必要である。ポーランドでは「連帶」は、自主運営組織や協同組合、団地委員会、職種別組織、創作者連盟、住宅組合等々の自主組織を通じての下からのイニシアチブの組織化を試みた。こうした活動は戒厳令下でも多少の余地はある。たとえば住宅組合が自ら住宅問題の解決を考える、といったように。

西側資本の導入も重要である。これはとくに、価値基準に従った経済活動を普遍化させるという意味で重要である。56年以降4回経済改革が試みられてきていずれも失敗に終ったのは、管理者がこうした経済法則についての認識をもたず、共産主義のメンタリティでコトにあつたからである。

こうした状況の下では、たとえ「連帶」が勝利したとしても経済問題の解決はできなかつただろう。合理的な経済観が市民、労働者の間に形成されなければ、民主主義のための物的基礎が与えられず、したがって自主運営も実現できなかつただろうからである。この意味で、合理的な経済観を培う住宅組合や協同組合の活動は、民主主義のための活動のひとつでもある。しかもそれは今の戦時体制の下でも可能である。

Q 統一労働者党の党体制の再建は進んでいるのだろうか。また党内部からの党改革の可能性はあるのだろうか。

A 公式発表では党員数はギョレク時代より70万人減って250万とされている。しかしこれは正式に脱党し、あるいは除名された党員の数であり、実際にはもっと崩壊は進んでいるのではないか。今では党員であることに利益を見出す人々だけが

党に残っているというのが実態であり、共産主義を本当に信じている人はいないだろう。

党体制の崩壊に危機感をいだいていた党官僚たちの不安は今では薄らいでいるが、その彼らももはや以前のような権力はもっていない。かわって、長い間フラストレーションを抱いてきた軍事委員が現在新しい活動分野を与えられて活性化しつつあり、彼らの野心が拡大する可能性がある。現に党機関と軍事委員の間のあづれきが準備されつつある兆候が存在する。この党機構とも軍事委員とも対立しているもうひとつの層として内務省の秘密警察組織がある。

党内部からの改革の可能性についていえば、これまでどの共産党にあっても党内改革派は常に敗北してきたし、今後も必ず敗北するだろう。というのは、共産主義の支配システムは力に依存しているのに、これら改革派の人たちはこの点であまりにもナーブでお人善しすぎるからである。したがって党改革の可能性は党の外からの圧力による以外にない。社会の側からの大きな圧力によって、党内に妥協以外に道がないと考える現実派が出てくることにより、はじめて改革は可能となる。

Q 「連帶」の指導部は、ユーゴにおけるいわゆる自主管理、またハンガリーにおけるカダールの政策をどのように見ているのか。

A いずれも「連帶」内部およびその周辺で何度もよく議論された。ユーゴでいわゆる自主管理がうまくいっていない基本的な原因は真の独立した労働組合が存在しないからだというが一致した見解だった。

ハンガリーのカダール・モデル（経済政策の面における）についていえば、これはヤルゼルスキが目ざしているものである。しかし1956年のハンガリーと今のポーランドでは問題状況が全然違う。ハンガリーは経済規模でポーランドの約5分の1しかなく、産業的にずっと遅れた構造であった。80年夏のポーランドのような経験はなかった。それにポーランドのような巨額の借款はなく、資金的にはむしろ余裕さえあった。そしてソ連軍の戦車によるすさまじい流血は国民を何も期待できない絶望のうちに沈めた。このような状況の下では生きていられること自体、当局に対し感謝すべきことであった。こうした違いを考えればポーランドでカダール型改革は実現不可能である。※

ポーランド一人旅

医師 金田 光雄

アウシュビッツ強制収容所の見学が目的の一人旅。初訪問のポーランド。フランクフルト深夜発の汽車の旅。まる1昼夜の車中は同室者の暖かい親切に満ちていた。女医さんと技師の中年夫妻、若い兵士、作曲を勉強中の女子大生、子供連れの若夫婦。長旅の退屈を忘れる会話を続いた。この子の名はイザベラ、マッチはザバウキ、タバコはパビエロシィ、ビールはビーボォ、人形はラルカ、ア、鳥はブターク、花はクフィアーティ、花籠はコーシュ、軍帽はチャーブカ、乳房はビエルシ、ふとももはウッド、指はパアルツェ、かかとはゼウフカ……今日(11/1)はポーランドのお盆に当る日。みんな立派な菊を抱え列をなして歩き、車中の客も故郷へ祖先の墓に旅をしているとのこと。

ワルシャワ。余りにも静かすぎた街。空気は澄み、美しく重厚な環境、物欲しそうな素振りのない穏やかな顔。町角のキオスクで切手を求めようと苦心をしているとき、後に列を作っていた青年が達者な英語で、郵便局はあっちですと教えてくれた。追従笑いもないが、異人種を凝視する好奇の目もない。ことさら他人への介入もない。困っている者には、周りを意識せずに、出来る者が手を貸してくれた。欧米人特有の連帯感である。この一見平穏な街々の何處に、経済的逼迫がかれているのだろう。政治的重圧がのしかかっているのだろう。1人の異人種旅人には、弱味をおくびにも出さないというのか。黙々と足早やに往来する人々。老若男女に何ものにもおびえない底力があるに違いない。我々に憚測させない活力を秘めた、自由への憧れが弾ねかえってくる。私の身勝手な憶測を蹴とばす熱氣を感じた。

古いが重々しくそびえる一連の建物。整然と計画された大都市に、朝と昼と夜それぞれの生活が進行しているとみた。配給所に急ぐ主婦たち、男性たち、老女たち。うつむいた姿勢ではなかった。静かに列をなして配給の番を待つ人々の温厚な顔に焦りは見えない。1枚の切符と交換される巨大な肉塊がドシンと秤にのせられ、次の女性が手早

く紙片に包むと差し出した手に渡される。みんな生き生きとしていた。数少い配給品が棚にある。戦時下の日常的なすこやかな生活がある。3人組の背の高い若い兵士のパトロール。建物を背景に自分の写真をとっていいかと聞いた。英語は通じない。ポーランド語は私は無理。3人は若者らしい表情で相談する様子だったが、結局任務を自覚した険しい顔に変わると否の合図をした。無名戦士の墓の後方に広がる公園は晩秋の自然に輝いていた。黄金色に光る華かな樹々の葉が芝生の緑に積もっていた。膚に少し冷い朝の空気の中を、若い父親が乳母車を押しながら本を読んでいる。老婆も乳母車を前にベンチに腰かけている。母親が朝飯を仕度する平和な家庭が浮かぶ。腕を組んだ老夫婦がゆっくりゆっくり言葉もなく枯葉を踏んで行く。私も思いきり力強く枯葉の音を立てて速足で歩いた。ワルシャワ到着の午前1時、ホテルの玄関にたたずんでいた2人の若く美しい女性をみた。彼女たちは媚を押しつけなかった。ワルシャワ駅からビクトリア・ホテルまでの短距離にタクシー運転手は1000ズウォチを要求した(200ズウォチでいいというのに)。豪華なホテル前に何のてらいもなくたたずむ女性を私が売春婦と決めつけたのかも知れない。タクシー運転手には、吹っかけられるだけの親切な動作と丁重な応待があった。私は意識的に数倍の車代を払ったのだと自分を納得させた。玄関から部屋に荷を運んだボイに100ズウォチを払ったではないか。ドアの前の彼女たちには、別の生活があるのだろう。彼女たちといい、運転手たちといい、悪徳の中の善ともいえる、生きるための必然的姿を露呈しているのに違いない。3日も続いた公共機関の休みは私に米ドルとズウォチの交換の機を失わせた。ホテルの食堂のウェイトレスに闇ドル交換をささやかれた。約3倍の率だった。売春婦、ドライバー、兵士、乳母車の若い父親、老女、腕を組んだ老夫婦、群がる小鳥たちにパン屑を与える老婆……に人間共通の生活をみた。彼らの平和な明日を心から祈った。

1982年11月22日

ボーランド日誌

10月10日 グダンスクのレーニン造船所で「連帶」の非合法化に抗議して午前6時から8時間のストライキが行われ、ストは市内の主要企業のほとんどに波及する。また、国営通信PAPによると、これとは別にグダンスク中央駅など市内5カ所でも若者を中心として「公共の秩序を乱す行動」が起こり、治安部隊が出動する。グダンスク、グディニア、シキュチングなどの諸都市とワルシャワとを結ぶ電話及びテレックス回線が不通となる。PAPによると内務省は戒厳令に伴う政治的拘留者約800人のうち、308人を釈放したと発表。これは10月9日に公約した釈放の一環であり、82年7月以来最大規模である。

10月12日 スト2日目に入ったレーニン造船所が軍管理下に置かれる。スト後統一労働者党グダンスク支部へ向かうデモ隊が治安部隊と激しく衝突。国際労働機構ILLOはこの日、「連帶」を非合法化する新労組法をILLO憲章に反すると批判したプランシャール事務局長の意見書を公表。

10月13日 レーニン造船所労働者はこの日ストを中止。グダンスク市内はこの日もデモ隊と治安部隊が激しく衝突。ヴロツワフ及びクラクフ近郊のノバフタでも衝突が起き、PAPによるとクラクフ周辺の衝突では警官67人が負傷、うち21人が入院、市民27人が負傷、8人が入院、翌日1人が死亡する。

10月14日 党機関紙トリブナ・ルドは、新たなストや暴動は戒厳令の延長につながると警告。「連帶」地下指導部はワルシャワでのスト決行を呼びかけるアピールを発表。ノバフタの青年が治安部隊の発砲を受け死亡。青年が撃たれた現場での街頭追悼集会後、警官隊とデモ隊が衝突。

10月15日 ノバフタでまた衝突、3日間にわたる衝突事件で357人が逮捕される。

10月20日 治安部隊の発砲で死亡したレーニン製鉄所青年労働者の葬儀がノバフタの墓地で2万人近い群衆を集めて行われる。

10月23日 「連帶」地下組織は新たな声明を発表、新労組のボイコットと、「連帶」登録2周年に当たる11月10日に設定している4時間のストを8

時間に延長することを呼びかける。また戒厳令施行1周年の12月13日から17日までを抗議週間として、13、17の両日にデモを呼びかけ、さらに83年春にはゼネストを構えるなどの闘争方針を明らかにする。

10月24日 ワレサ氏が新労組支持の釈放条件を拒否したことがダヌタ夫人により明らかにされる。

10月26日 ポーランド国会はこの日、「労働忌避防止法案」、「青少年犯罪防止法案」、「アルコール中毒対策法案」の3法案を可決。

10月27日 アメリカはポーランドに対する最悪国待遇の停止を正式に決定する。

11月3日 西側民間銀行500行とポーランド外国貿易銀行双方の代表はこの日ウィーンで債務繰り延べ協定に調印。

11月4日 「連帶」マゾフシェ支部は11月10日の登録記念日に抗議デモを行うよう呼びかける声明をブヤク支部長らの署名入りで発表。

11月8日 「連帶」暫定調整委員会TKKのメンバーであるビョトル・ベドナシュ氏がヴロツワフの活動家数十人とともに逮捕される。

11月10日 ポーランド政府スポーツマンによると「連帶」地下組織が呼びかけていたこの日の抗議ストは不発に終わり、街頭デモはワルシャワで約3000人、ヴロツワフで約2000人、ノバフタで約4000人が参加し機動隊と激しく衝突する。この結果、ワルシャワの270人を含め合計800人以上が逮捕され、機動隊に重傷1人、デモ隊に10人の負傷者がいる。また、ワルシャワ大学でも集会とデモが行われる。

11月11日 政府スポーツマンはこの日、ワレサ委員長が数日中に釈放されると発表。同日夜、ワルシャワで約1万人、クラクフで約2000人の「連帶」支持者が気勢をあげ、前日を上回る規模と激しさで機動隊と衝突する。

11月12日 ポーランド放送はブレジネフ・ソ連共産党書記長の死去を報道。ワレサ委員長を釈放したと発表する。

11月13日 ワレサ委員長はこの日、東南部のアルラモフにある政府施設を離れる。

11月14日 ワレサ委員長はこの日グダンスクの自宅に戻り、約1500人の支持者の前で「合意は必要だが屈服はしない」と演説。

11月17日 国際労働機構ILLOの結社の自由委

員会はポーランドにおける労働者の権利侵害問題に関する報告書をまとめし LO 理事会に提出する。

11月18日 ワルシャワにこの日現れた地下文書によれば、「連帯」地下指導部は11月10日のゼネストの失敗が指導部にとって「重大な打撃」だったことを認め、今後は「戦略転換もあり得る」と示唆したという。党機関紙トリブナ・ルドによると11月10日の学生集会の件でワルシャワ大学心理学部長らが懲戒処分を受ける。

11月19日 国際労働機構 ILO 理事会は結社の自由委員会がまとめたポーランド軍政をめぐる勧告案について討議し、戒厳令の解除と拘禁されている「連帯」活動家の釈放を呼びかける勧告を正式に採択する。ILO 理事会はまた、採択した勧告の中で、有罪判決が下された「連帯」活動家への恩赦を訴えるとともに、新労組法の修正を求める ILO 提案が受け入れられなかつことに遺憾の意を表明する。

11月20日 ワレサ委員長はワルシャワでグレンプ首座大司教と2時間にわたって会談。

11月23日 ポーランド政府高官は戒厳令が布告

1周年の12月13日に解除される公算があると言明する。戒厳令施行後拘禁され、82年5月病気のために釈放、入院生活を送っていたクーロン夫人が肺結核のため死亡。

11月25日 クーロン氏に6日間の保釈が認められる。

11月26日 クーロン夫人の葬儀がワルシャワで行われ、3000人の「連帯」支持者が葬儀に参加し事実上の反軍政集会になる。

11月26日 PAP によるとポーランド国会は戒厳令解除の決議を戒厳令布告1周年の12月13日に行なうことを決定する。

11月27日 「連帯」全国暫定調整委員会 TKK は戒厳令布告1周年の12月13日に予定していた抗議行動を中止するよう呼びかける。

11月29日 PAP によるとポーランド南部ピトムの炭鉱でガス爆発事故があり、18人が死亡、9人が負傷する。6月以来4度目の炭鉱事故。政府が増産を急ぐあまり十分な保安態勢をとっていないためとの批判。ポーランド内務省はこの日、「連帯」関係者32人の拘留命令を解除したと発表。

編集後記

☆戒厳令布告からやがて1年、この間、ポーランド現地の情勢は複雑に動いています。新労組法の制定をめぐる緊張、10月11~13日のグダンスクを中心としたストライキ闘争、11月10日の全国行動、ワレサ委員長の釈放、そして12月13日に向けた戒厳令解除の動き。新聞報道はまた、「連帯」暫定調整委員会が11月開催敗北の総括を行ったとか、ワレサ委員長が、旧社会自衛委員会（KOR）関係者と絶縁を宣言し、「連帯」の解散を決めた、等のこともあります。こうした複雑な動きの背後にある本質的な意味を見失なわないために、「月報」が果すべき役割は一層重要な立場にいると考えます。

☆今の情勢が意味するところについて考える一助ともなればと、戒厳令1周年にあたるこの12月13日、ポーランド「連帯」を支援する知識人の会との共催で〈ポーランド「連帯」に連帯する——戒厳令1周年抗議の集い〉を

企画しました。来春には、ポーランド「連帯」が提起した問題を思想的、理論的に深化することを目的としてシンポジウムを開催したいと考えています。

☆『ポーランド月報』の創刊準備号を出したのが昨年の11月1日、そして創刊号は1月18日でした。資料センターが本格的に活動を開始してから事実上1年になるわけです。事務局体制の不備から、とりわけ会員の皆様にはいろいろご迷惑をおかけしてきたことと思いますが、今後とも物心両面からのご協力、ご援助をよろしくお願いします。

☆この秋、「ポーランド1人旅」をなさった小平市の医師、金田さんにその時の印象記を書いて頂きました。おいそがしいなかをありがとうございました。

☆25頁のシフエンチツキ氏の写真はポーランド「連帯」支援連絡会議の提供です。ご厚意に感謝します。

☆次号は年末年始のため第10/11合併号として1月下旬刊の予定です。 (み)